

埼玉県過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和4年1月

(令和4年11月変更)

埼 玉 県

目 次

1	基本的な事項	- 3 -
	(1) 持続的発展の基本方針	- 3 -
	(2) 目標	- 4 -
	(3) 計画の達成状況の評価に関する事項	- 4 -
	(4) 計画期間	- 4 -
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	- 3 -
3	産業の振興	- 6 -
4	地域における情報化	- 8 -
5	交通施設の整備、交通手段の確保	- 8 -
	(1) 県道等の整備	- 8 -
	(2) 交通確保対策	- 10 -
6	生活環境の整備	- 10 -
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	- 11 -
8	医療の確保	- 11 -
	(1) 医師の確保が困難な地域に対する対策	- 11 -
	(2) その他の医療の確保	- 11 -
9	教育の振興	- 12 -
10	集落の整備	- 12 -
11	地域文化の振興等	- 12 -
12	再生可能エネルギーの利用の推進	- 13 -
13	過疎地域市町村に対する行財政上の援助	- 13 -
	(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	- 13 -
	(2) 産業の振興	- 14 -
	(3) 地域における情報化	- 15 -
	(4) 交通施設の整備、交通手段の確保	- 15 -
	(5) 生活環境の整備	- 16 -
	(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	- 17 -
	(7) 医療の確保	- 17 -
	(8) 集落の整備	- 17 -
	(9) 地域文化の振興等	- 17 -

1 基本的な事項

(1) 持続的発展の基本方針

本県における過疎対策は、昭和45年に施行された「過疎地域対策緊急措置法」、その後の「過疎地域振興特別措置法」及び「過疎地域活性化特別措置法」、さらには、平成12年に施行された「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき策定した、県の「方針」及び県・市町村の「計画」により、関係機関が連携し、総合的かつ計画的に諸事業を実施してきた。

令和3年4月に新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下、過疎法という）が施行され、同年9月に本県の過疎対策の指針となる「埼玉県過疎地域持続的発展方針」を策定した。さらに、令和2年国勢調査の結果を受けて、令和4年4月に本県の過疎地域が追加されたことに伴い、同年8月に方針を変更した。

経済成長基調の変化や自由時間の増大などにより、県民の意識、価値観も「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと大きく変化している。そこで、過疎地域において、豊かな自然、新鮮な農産物、伝統ある文化、風俗習慣といった大都市にはない資源や魅力を活用しながら、多様なライフスタイルを実現できる新しい生活空間を創出する。

また、テレワークの普及や地方移住への関心が高まっている状況にあることから、過疎地域を含めた本県への移住につなげるための情報発信を積極的に行い、移住・定住を促進していく。さらに、地域社会の担い手となる多様な人材の確保・育成を行うことは、地域を持続的に発展させていくために重要であるため、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域活動等を通じて人材育成を促進する。

産業の振興については、過疎地域ならではの資源、あるいはそれにより生み出されるエネルギーや特産物を活用し、グリーンツーリズムをはじめとした農林業と連携した体験・交流型観光や都市住民との交流事業など、各種ソフト施策を強化し、観光・レクリエーション地域としての活性化を目指す。

また、工場適地などに地域の立地条件に適合した企業の誘致を積極的に推進していくほか、起業家やベンチャー企業への支援も実施し、地域経済の持続的な発展と雇用の増大を図る。

こうした各施策の推進に当たっては、広域的な経済社会生活圏の取組との整合性を図りつつ、広域的な連携により周辺地域の一体的な整備を進める。

(2) 目標

本計画における目標は、県内の過疎地域を有する各市町村が設定した過疎地域持続的発展計画の人口目標を達成することとする。

(3) 計画の達成状況の評価に関する事項

県内の過疎地域を有する市町村と適宜連絡・調整を行うとともに、庁内関係課所と情報共有を行う。

(4) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

<本県の過疎地域>

- ・ 過疎法第2条第1項の規定による過疎市町村：
小鹿野町、東秩父村
- ・ 過疎法第3条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域：
秩父市のうち旧吉田町及び旧大滝村の区域、神川町のうち旧神泉村の区域
- ・ 過疎法第43条第1項の規定による過疎市町村及び過疎地域とみなされる区域：
ときがわ町、皆野町、長瀨町（過疎市町村）
秩父市のうち旧荒川村の区域（過疎市町村とみなされる区域）

埼玉県の過疎地域



2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展により、他の都市部地域と比較して厳しい社会経済情勢が継続していることから、移住や定住、地域間交流の促進及び地域社会の担い手となる人材の育成が特に重要である。

新型コロナウイルス感染症の拡大によるテレワークの普及により、都心に近く、自然豊かな本県は、テレワークを行いながら必要に応じて出勤するライフスタイルに最適の地となった。また、若年層を中心に地方移住への関心が高まっている状況にあることから、過疎地域を含めた本県への移住につなげるための情報発信を積極的に行い、移住・定住の促進を図る。

また、地域間交流を促進するため、農山村の豊富な資源の情報を都市住民に発信するとともに、農山村の受入れ体制の整備を行うことで、都市と農村の相互交流を図り、地域の自然、歴史、伝統文化等の多様な資源を活用したグリーンツーリズムを促進する。

水の恩恵を受けている都市部の住民がダムやその周辺を訪れ、住民と交流することにより、水源地域の現状や問題点、水の大切さを理解し、保全の機運を高めるとともに、水源地域の振興を目的とした上下流交流を促進する。

さらに、自然体験活動を通じた都市と山村地域の子供たちの交流を促進する。

そして、過疎地域において地域社会の担い手となる多様な人材の確保・育成を行うことは、地域を持続的に発展させていく上で重要である。そこで、地域おこし協力隊や地域活性化起業人などの地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくなど、人材育成の促進を図る。

事業名	事業内容
移住・定住の促進	「住むなら埼玉」移住サポートセンターを東京・有楽町に設置し、移住希望者への相談業務を行う。 移住プロモーションの実施、移住イベントへの出展、移住セミナーの開催により、埼玉移住のPRを行う。
移住支援金の補助	市町村が支給する移住支援金の一部の補助を行う。

3 産業の振興

過疎地域等の持続的発展を図り、人口の流出を防止し、住民の定住を促進する最も重要な課題は、産業の振興と雇用機会の拡大である。

また、地域の農林業が健全に営まれることは、水源かん養や洪水防止などの公益的機能の維持にもつながる。

このため、農林業については、地域の特性を生かした特色ある農林業を振興するとともに、農林業の有する多面的機能を発揮させるため、農山村地域の住民と都市住民等とが連携し、農林地の適正な管理に向けた活動を促進する。

また、森林資源の活用と林業経営の安定を図るため、地域森林計画等に基づき、林道（森林管理道）の整備や森林の育成、木材の利用促進等を進めるとともに、次代を担う後継者の育成・確保を図る。

さらに、森林資源は充実してきていることから人工林の皆伐・再造林による木材生産を進めるとともに、山間地域の雇用の創出、木質バイオマスなどの利用拡大等を促進する。

商工業については、地域に根ざした商工業の振興を図るため、地場産業振興センターや地域商工会等と連携しつつ新製品の開発やその販売促進を支援する。

また、県と市町村の連携により、工場適地などに地域の立地条件に適合した企業の誘致を進めるとともに、新たな事業に挑戦する起業家やベンチャー企業向けの相談窓口の開設や県制度融資などにより、これらの起業活動を積極的に支援していく。

観光については、自然や文化などの多彩な魅力を持つ観光資源を掘り起こすとともに、「両神温泉薬師の湯」や「冬桜の宿神泉」などの既存の観光拠点との連携を図ることで、広域的に観光振興を図っていく。

事業名	事業内容
農林業の振興	農山漁村振興交付金を活用した農林業の生産基盤や地域間交流拠点施設の整備を支援する。 中山間地域等直接支払制度、中山間地域ふるさと基金等を活用して農用地の適正な管理や活用、集落活動の活性化及び都市と農村の交流促進を図る。
地場産業の振興	地場産業振興センターや地域商工会等と連携しつつ、新商品の開発や販売促進を支援する。

<p>企業の誘致対策</p>	<p>埼玉県産業立地促進補助金などの助成制度や産業立地貸付などの融資制度の活用を積極的にPRし、工場適地等に県と地元市町村等が連携を図りながら企業誘致活動を推進する。</p> <p>本県の立地優位性を情報発信し、立地を希望する個々の企業のニーズに応じたきめ細かな誘致活動を展開し、迅速なサービスや各種相談、行政手続きがワンストップで行えるよう、総合的な取組を展開する。</p>
<p>起業の促進</p>	<p>埼玉県起業支援金による補助や起業家育成資金（制度融資）の活用により起業を促進するとともに、創業・ベンチャー支援センター埼玉が地元市町村や地元商工会等と連携して起業家やベンチャー企業を支援する。</p> <p>本庄地方拠点都市地域において、産学官連携による研究開発活動の促進を図る。</p>
<p>観光又はレクリエーション</p>	<p>食や酒、産業等の新たな観光資源を開発するとともに、観光事業者等を中心におもてなし力の向上に向けた取り組みを行い、観光振興を図る。</p> <p>アニメキャラを活用した観光PRや旅行会社等への新たな観光資源の売り込み、外国人受入体制の整備を進め、外国人観光客の誘客を図る。</p> <p>過疎地域の観光振興体制を充実させるため、地域振興センターや、過疎地域の市町村及び各分野の観光関係者との密接な連携を図る。</p>

4 地域における情報化

非常時及び災害発生時に情報を正確かつ速やかに伝達するため、防災行政無線等の整備を促進し、広報体制の強化を図る。

また、過疎地域における情報化を推進するため、地域の核となるスマート自治体の構築を促進するとともに、地域間の情報格差を解消するため、地理的に条件不利な地域における携帯電話等の基地局施設や光ファイバー網などのデジタルインフラの整備を促進する。

このほか、埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づき、行政のデジタル化を着実に推進するとともに、社会基盤としてのデジタルインフラを浸透させることで「社会全体のデジタルトランスフォーメーション」を実現し、快適で豊かな暮らしやすい新しい社会への変革を目指す。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 県道等の整備

過疎地域の持続的発展のためには、基幹道路をはじめとする道路網の整備が不可欠である。

このため、一般国道140号及び一般国道299号の整備を推進するほか、国道と結び道路網を形成する重要路線である皆野荒川線をはじめ、地域内の生活環境及び産業基盤整備の基幹となる県道、林道（森林管理道）等の早期整備を図るため次の事業を実施する。

事業名	事業内容
国 道	新設 4路線 7,700m
	一般国道140号大滝トンネル 幅員 10.0m 延長 2,400m
	一般国道140号長尾根バイパス 幅員 10.0m 延長 3,800m
	一般国道299号（三山工区） 幅員 10.0m 延長 900m

	一般国道140号(荒川白久)	幅員 10.0m 延長 600m
県道	改良 7路線 14,940m	
	薄小森線	局所改良 延長 415m
	矢納浄法寺線	幅員 7.0m 延長 1,200m
	皆野荒川線	幅員 10.0m 延長 650m
	藤倉吉田線	局所改良 延長 6,950m
	下日野沢東門平吉田線	幅員 7.0m 延長 1,600m
	長瀬玉淀自然公園線	幅員 10.25m 延長 1,840m
	皆野両神荒川線	幅員 10.0m 延長 2,285m
林道 (森林管理道)	(1) 新設 4路線 2,400m	
	御岳山2号線	幅員 3.5m 延長 600m
	八日見線	幅員 5.0m 延長 600m
	半納城峰線	幅員 3.5m 延長 1,000m
	秩父中央線	幅員 4.0m 延長 200m
	(2) 改良 16路線 3,130m	
	萩平笠山線	幅員 4.0m 延長 400m
	奈田良線	幅員 4.0m 延長 100m
	矢納櫛尾線	幅員 4.0m 延長 500m
	上武秩父線	幅員 5.0m 延長 900m
	城峰2号線	幅員 4.0m 延長 300m
	御岳山2号線	幅員 3.5m 延長 20m
	皆本沼里線	幅員 4.0m 延長 100m
	八日見線	幅員 5.0m 延長 150m
	二子山線	幅員 4.0m 延長 50m
	金山志賀坂線	幅員 4.0m 延長 300m
	茅ノ坂峠線	幅員 4.0m 延長 30m
	長久保線	幅員 4.0m 延長 50m
	西秩父線	幅員 5.0m 延長 70m
	大血川線	幅員 5.0m 延長 70m

	蓑山線	幅員 5.0m	延長 50m
	城峰奈良尾線	幅員 4.0m	延長 40m
	(3) 舗装 4 路線	2,350m	
	勝呂入山線	幅員 3.5m	延長 500m
	明ヶ平沢戸線	幅員 4.0m	延長 250m
	上野大滝線	幅員 5.0m	延長 600m
	御岳山線	幅員 4.0m	延長 1,000m

(2) 交通確保対策

鉄道については、輸送力増強と利便性の向上を各事業者に要望するとともに、秩父鉄道については、国や沿線市町と連携して信号保安設備更新等の設備の整備を促進する。

過疎地域におけるバス路線は、地域住民にとって極めて重要な交通手段であるため、生活交通として欠かせないバス路線の維持・確保のための財政支援を行う。

6 生活環境の整備

地域住民が快適な生活活動の場を確保できるよう、公共浄化槽整備支援事業などを活用し、生活環境施設の整備を促進する。水道事業者の経営基盤強化を目的とした広域連携を推進する。

事業名	事業内容
合併処理浄化槽転換促進事業	県民すべてが衛生的な排水処理施設を利用できるように合併処理浄化槽への転換を促進するため、個人負担の軽減及び市町村支援のための補助を行い、公共用水域の水質改善を図る。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

子供を生み育てることに希望の持てる社会づくりを進めるため、埼玉県子育て応援行動計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）に基づき、国、市町村、企業、地域社会などと連携し、結婚から妊娠・出産、そして子育てまでの切れ目のない支援を継続的に実施していく。

住民に最も身近な市町村が、介護保険制度の円滑な運営と高齢者に対する福祉・介護サービスを総合的かつ計画的に行うことにより、具体的なサービスの目標量を定めた市町村老人福祉計画及び介護保険事業計画を達成できるよう、埼玉県高齢者支援計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）に基づき、広域の見地から市町村のサービス実施体制を支援する。

8 医療の確保

（1）医師の確保が困難な地域に対する対策

医師の確保が困難な地域を担当する診療所等に自治医科大学卒業医師を派遣し、医師の充足に努める。

（2）その他の医療の確保

その他の医療の確保対策として、地域の病院、診療所が相互に機能分担しながら患者のニーズに応えられるよう医療機関の連携強化を図る。

事業名	事業内容
在宅歯科医療連携推進事業 （予算事業名：歯科口腔保健推進事業）	県内30か所（19郡市歯科医師会ごと）に設置した拠点窓口において、要介護者等に対し、必要な在宅歯科医療を提供し、地域包括ケアシステムの中の歯科部門の基盤整備を進める。
自治医科大学対策費	へき地等の医療に恵まれない地域における医療を確保するため、全国の都道府県が共同で設立した自治医科大学の運営費の負担等を行い、卒業した医師を医師確保が困難な地域の医療機関に派遣し、医師確保を図る。

9 教育の振興

学習サービスの充実のための広域的連携も視野に入れ、市町村連携による学習講座の提供を奨励する。

また、地域住民の学習活動を支援するため、各市町村との連携により生涯学習情報の収集に努め、生涯学習情報を提供するシステムの充実を図る。

事業名	事業内容
生涯学習情報発信事業	WEBサイト「生涯学習ステーション」を通して各市町村の生涯学習講座、イベント情報、指導者情報などを発信する。

10 集落の整備

集落支援員や地域おこし協力隊の活用など、集落を活性化するノウハウを持つ専門家や意欲のある若者の派遣体制の整備を進め、活力ある地域社会の構築を図る。

さらに、基幹集落への各種機能・サービスの集約や周辺集落との交通ネットワークの確保等「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）を形成し一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」の維持を進める市町村を支援していく。

事業名	事業内容
地域おこし協力隊研修	地域おこし協力隊の隊員や自治体担当職員向けに、活動や採用等に必要な研修を行う。

11 地域文化の振興等

地域の伝統芸能・伝統文化を後世に継承するため、後継者の育成を図り、地域コミュニティ意識を醸成する。

また、地域に残された貴重な伝統文化、歴史、芸能などの保存や振興を図るため、地域に寄与する文化事業を支援し、文化活動を促進する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

過疎地域では、災害発生時に道路環境に甚大な被害が発生した場合、都市部と比較してライフラインの復旧に長時間を要し、地域住民の生活に多大な影響を及ぼすおそれがある。このため、災害時におけるエネルギー確保という観点から、地域の強靱性を高めるためにも太陽光発電や蓄電池等による分散型電源を確保することが重要である。

そのため、分散型エネルギー利活用設備の普及・拡大を図るため、再生可能エネルギー利活用設備を導入する事業者に対してその経費の一部を補助するなど、促進を図る。また、災害時に地域住民への電源利用の提供が可能となる公益的施設への太陽光発電と蓄電池の導入に対して補助を行うなど地域の災害時におけるエネルギーの確保を支援する。

1 3 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

過疎地域等の持続的発展に関する行財政上の援助に係る補助事業等は次のとおりである。

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

事業名	事業内容
ふるさと創造資金	市町村が実施する移住の試行段階に必要な施設や拠点整備などの取組、地域振興の担い手の確保及びその活動等に関する取組に対して補助する。
移住就業等支援金事業	県が運営する移住就業マッチングサイトに掲載された中小企業に就職し県内条件不利地域に移住した者、起業し当該地域に移住した者及びテレワークで現在の仕事を続けながら当該地域に移住した者に移住就業支援金を支給する。

(2) 産業の振興

事業名	事業内容
農山漁村地域整備交付金 (集落基盤整備事業)	農業生産基盤整備及び一体的な農村生活環境整備を実施する事業に対して補助する。
農山漁村地域整備交付金 (水利施設等整備事業 地域農業水利施設保全型)	団体営事業等で造成された農業水利施設について施設の劣化状況に応じた対策工事の実施等に対して補助する。
中山間地域農業農村総合 整備事業	中山間地域の特色を生かした営農の確立のため、農産物の高付加価値化等を通じた所得確保及び生産基盤の保全再編利用に取り組む地域に対して補助する。
中山間地域等直接支払交 付金	農業生産活動等を通じて中山間地域等における耕作放棄地の発生防止や多面的機能を確保するため、農業生産活動等を行う農業者等に対し、直接支払を実施する。
経営体育成条件整備事業	地域農業の担い手となる多様な経営体を確保・育成するため、共同利用施設や農業用機械施設等を整備する事業に対して補助する。
林業・木材産業構造改革事 業	地域林業の振興と多様な森林資源の有効活用を図るため、林業生産用機械の整備等を行う。
都市と山村交流の森管理事 業	都市と山村の交流の場、森林レクリエーションや森林学習等の場を県民に提供するため「彩の国ふれあいの森」、「みどりの村」、「県民の森」を良好に維持管理する。
商店街等施設整備事業	商店街の来街促進や安心・安全等につながる施設整備に対して補助を行う。

起業支援金補助事業	県内条件不利地域における起業促進を図るため、地域課題の解決を目指して起業する者に対して補助する。
-----------	--

(3) 地域における情報化

事業名	事業内容
携帯電話等エリア整備事業	携帯電話等のサービス利用可能エリアを拡大し、地域間の情報通信格差を是正するため、携帯電話等の基地局施設の整備に対して補助する。
高度無線環境整備推進事業	条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を補助する。

(4) 交通施設の整備、交通手段の確保

事業名	事業内容
農村整備事業 (農道・集落道整備事業)	老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、農道の再編・強靱化、高度化に対して補助する。
中山間地域農業農村総合整備事業	中山間地域を対象に、地域の収益力向上等により、中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農道の整備等に対して補助する。
森林管理道整備事業	適切な森林管理、山村の生活道としての機能拡充及び効率的な林業経営を図るため、林道(森林管理道)の開設・改良・舗装に助成する。
バス路線維持対策費	地域住民の日常生活の足として重要なバス路線の維持、確保を図るため、市町村等に対して運行費用を補助する。

地域公共交通活性化促進事業費	地域公共交通の確保・充実を図るため、地域公共交通の再編や利用促進の取組を行う市町村に対して補助する。
----------------	--

(5) 生活環境の整備

事業名	事業内容
農山漁村地域整備交付金 (農業集落排水事業)	農村集落及びその周辺地域において、農業集落排水施設の整備及び施設の機能診断、最適整備構想の策定の実施に対して補助する。
農村整備事業(農業集落排水施設整備事業)	農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化に対して補助する。
中山間地域農業農村総合整備事業	中山間地域の総合的な整備を図る中で、家畜の飼育や作物栽培等への利用を主とし、地域の生活用水等の供給も担う営農飲雑用水施設を整備する事業に対して補助する。
消防広域化等検討組織設立・運営支援事業	広域消防運営計画または連携・協力実施計画の作成のための協議を行う協議会等に対して、補助金を交付する。
公共浄化槽整備支援事業	浄化槽の設置工事、設置後の維持管理を市町村が行う公共浄化槽整備を実施する市町村に対し、費用の一部を補助する。
浄化槽集中転換事業	浄化槽を設置しようとする個人に対して、当該設置に要する費用を助成している市町村に費用の一部を補助する。

(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

事業名	事業内容
埼玉版ネウボラ推進事業	妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援や、産前・産後の不安のある方への支援を行うネウボラの充実。

(7) 医療の確保

事業名	事業内容
へき地国民健康保険診療施設運営費補助事業	へき地国民健康保険診療施設の運営費に対して補助する。

(8) 集落の整備

事業名	事業内容
埼玉県コミュニティ施設特別整備事業	コミュニティ活動を促進するため、活動の拠点となる集会所等の整備に関する経費について補助する。

(9) 地域文化の振興等

事業名	事業内容
民俗芸能の振興事業	民俗芸能の保持団体が行う後継者育成を目的とした技能習得のための活動に対して補助する。